

農用地利用配分計画

(市町名: 竜王町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1004	田	1755	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
2	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1045	田	1468	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
3	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1050-1	田	2071	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
4	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1050-2	田	151	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
5	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1064-1	田	2208	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
6	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1064-2	田	176	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
7	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1092	田	1482	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
8	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1105	田	3193	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
9	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1113	田	1957	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
10	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1139	田	2038	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
11	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1141	田	2000	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
12	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1141-1	田	1197	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
13	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1151	田	2866	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
14	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1158	田	2189	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
15	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1159	田	2003	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
16	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1161	田	2780	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
17	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1181	田	2982	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
18	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1190	田	2067	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
19	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1192	田	2366	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
20	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井1193	田	2031	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
21	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井927	田	2944	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
22	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井943	田	1000	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
23	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井一ノ坪750	田	773	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
24	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井一ノ坪751	田	1036	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	
25	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井西ノ海道888-1	田	963	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	-	

農用地利用配分計画

(市町名: 竜王町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
26	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井塚町764-2	田	342	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	—	
27	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	岩井塚町766-1	田	844	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	—	
28	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	山之上5733	田	894	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	—	
29	ランドアグリード 合同会社	滋賀県蒲生郡竜王町	山之上5755-1	田	1224	使用貸借権	水田	令和5年3月31日	令和15年12月31日	—	

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき